

平成27年2月26日

鹿児島市監査委員	松	元	幸	博
同		迫		貞 義
同		中	島	蔵 人
同		崎	元	ひろのり

定期監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

記

1 監査対象局部課名

総務局税務部	市民税課 納税課
東京事務所	
企画財政局企画部	政策企画課（世界文化遺産登録推進室を含む） 政策推進課 交通政策課
健康福祉局福祉部	保護第一課 保護第二課 伊敷福祉課 吉野福祉課 いしき園
経済局観光交流部	観光プロモーション課 観光振興課 スポーツ課
中央卸売市場	青果市場 魚類市場
建設局建設管理部	河川港湾課 平川動物公園
道路部	道路維持課 道路管理課 谷山建設課
会計管理室	
水道局総務部	総務課 経理課
水道部	水道整備課 水道管路課 配水管理課

2 監査の期間

平成26年11月25日から平成27年2月26日まで

3 監査の対象事務事業

平成26年度（平成26年10月31日現在）の財務に関する事務等の執行が、適正かつ

効率的に行われているかどうかを主眼にし、次の項目を中心に監査を行った。

あわせて、本市が事務局となっている補助金等交付団体についても対象とした。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については25年度事務を含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

4 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務等の執行について、資料の提出を求め、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

各監査項目ともおおむね良好に事務処理がなされていたが、現金領収帳の取扱いや物品の管理等について、会計規則や物品会計規則等に定められた手続がなされていないもののほか、記載誤りや記載もれなど注意を払うことにより防止できる事項が見られたので、これらについては、関係所属長に対処方を指導した。

今後においては、適切な事務処理に努められたい。

また、あわせて実施した本市が事務局となっている補助金等交付団体の会計事務の処理状況については、指摘事項は次のとおりである。

（ランニング桜島大会実行委員会—スポーツ課）

25年度分の会計事務において、所定の手続きなしに出納事務がなされ、挙証書類が不明なものがあること、主要な経費が遅延して支払われていることなど不明瞭、不適切な事務処理となっている。

これらのことは、監事による監査も含め内部統制が機能していないことが主な要因である。今後においては、そのことを自覚し、適正に会計事務を行われたい。

6 監査意見

水道局における建築設備管理業務等の委託契約において、競争入札後一定期間は随意契約

としている契約方法については、市長事務局とも連携を図りながら検討されたい。